

国土強靱化地域計画の取組み

平成27年2月4日

内閣官房国土強靱化推進室

強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靱化基本法の概要について

(議員立法により、平成25年12月4日成立、同月11日公布・施行)

□目的、基本理念

- ・ 大規模自然災害等に備えるには、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資する

□基本方針

- 1 大規模自然災害等に際して人命の保護が最大限図られる
 - 2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - 3 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - 4 迅速な復旧復興
- ※この他、ハード・ソフト連携した推進体制の整備、施策の重点化 等

□施策の策定及び実施の方針

- ・ 既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用、自然との共生・環境との調和 等

□基本計画・脆弱性評価

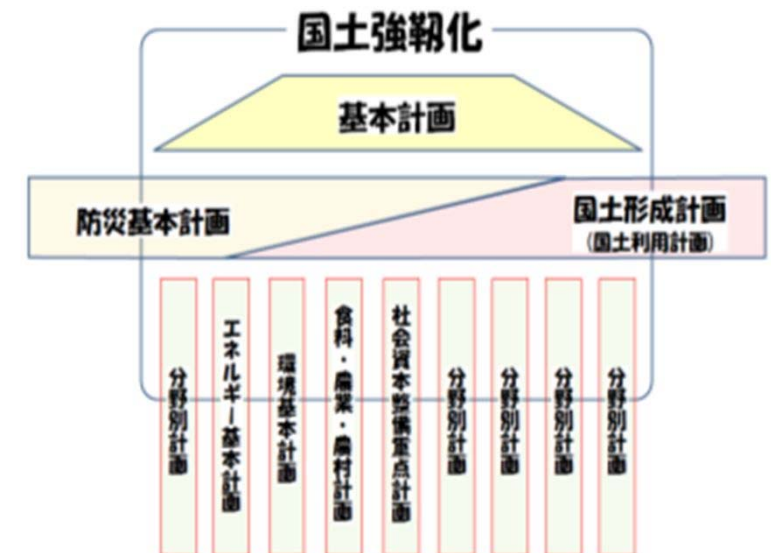
- ・ 国土強靱化に係る指針として基本計画を定め、国土強靱化に関しては、国の他の計画は本計画を基本とする(=アンブレラ計画)
(具体的な事業は記載せず、基本計画を指針として他の計画で位置づけ)
- ・ 計画の策定に先立ち、脆弱性に関する評価を実施し、その結果の検証を行うとともに、地方公共団体等の意見も聴取

□国土強靱化推進本部

- ・ 全閣僚により構成
- ・ 本部長：総理大臣 副本部長：官房長官、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣
- ・ 脆弱性評価指針の決定、国土強靱化基本計画の案の作成(→計画は閣議決定)

□地方公共団体

- ・ 国土強靱化地域計画の策定



国土強靱化基本計画、アクションプラン、地域計画策定ガイドラインのポイント

国土強靱化基本計画 (平成26年6月3日 閣議決定)

- ・法定計画、閣議決定、**概ね5年ごとに見直し**
- ・施策分野ごと及び最悪の事態を回避するプログラムごとの**推進方針**を記載
- ・**国の他の計画の見直し、施策の推進に反映**

●国土強靱化の基本的考え方(第1章)

【理念】

- ①**人命の保護**
- ②国家・社会の重要な機能が**致命的な障害を受けず維持される**
- ③国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④**迅速な復旧復興**

【基本的な方針等】

- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等

【特に配慮すべき事項】

- オリンピック・パラリンピックに向けた対策等

●国土強靱化の推進方針(第3章) ～施策分野ごとの**推進方針**～

(例)

- 【住宅・都市分野】・密集市街地の火災対策等
- 【エネルギー分野】・地域間の相互融通能力の強化等
- 【情報通信分野】・長期電力供給停止等に対する対策の早期実施等
- 【産業構造分野】・企業連携型BCP/BCMの構築促進等
- 【交通・物流分野】・交通・物流施設の耐災害性の向上等

●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画を**毎年度の国土強靱化アクションプラン**として**推進本部が策定**。
- 重点化すべき15プログラム**を重点的に推進

国土強靱化アクションプラン2014 (平成26年6月3日 国土強靱化推進本部決定)

- ・国土強靱化推進本部決定、**毎年度策定**
- ・最悪の事態を回避するプログラムごとの**推進計画**及び**主要施策**を記載
- ・**KPIの目標値を設定し、プログラムの進捗管理、毎年度の府省庁横断的な施策の検討に活用**

●プログラムの推進計画(例)

起きてはならない最悪の事態の例	推進計画の例	重要業績指標(KPI)の例
大規模津波等による多数の死者発生	・ハード対策の着実な推進とソフト対策を組み合わせた対策の推進	【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31%(H24)→約66%(H28) 【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14%(H24) →100%(H28)
サプライチェーンの寸断等による企業の国際競争力低下	・サプライチェーンを確保するための企業ごと・企業連携型BCPの策定	【内閣府】大企業及び中堅企業のBCPの策定割合 大企業:45.8%(H23)→ほぼ100%(H32) 中堅企業:20.8%(H23)→50%(H32)

国土強靱化地域計画策定ガイドライン(平成26年6月3日 策定)

- ・都道府県・市町村による**国土強靱化地域計画**の円滑な策定に向けた**指針**として作成
- ・地方においても、目標の明確化、リスクの特定、脆弱性評価、対応方策の検討、**重点化・優先順位付け**など、国の基本計画策定プロセスを踏襲して地域計画を策定し、**PDCAサイクル**を回しながら**効率的・効果的に国土強靱化施策を推進**するよう解説

「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の概要(1/2)

国土強靱化地域計画策定ガイドラインについて

- 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき、都道府県又は市町村が定めることができる計画で、当該都道府県等の区域における国土強靱化に係る当該都道府県等の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）
- 個別事業についても、重点化・優先順位付けを行うことが重要

ガイドラインの構成

はじめに

I 国土強靱化とは

1. 国土強靱化の理念

○基本目標：①人命の保護、②重要な機能が致命的な障害を受けず維持、③被害の最小化、④迅速な復旧復興

2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等

3. 防災との違い

4. 基本的な進め方

○PDCAサイクルを繰り返し、「重点化・優先順位付け」を行った上で取組を推進

○災害時等だけでなく、平時にも利活用等が図られているか等の点に留意が必要

5. ハード対策とソフト対策の組み合わせ

6. 民間、住民とともに主体的に行う取組

II 国土強靱化地域計画(地域強靱化計画)とは

1. 地域強靱化計画の位置付け

○基本計画と同様、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格

○国の取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠

○地域強靱化計画は基本法上義務付けられていないが、できるだけ多くの都道府県、市町村で策定される必要

2. 基本計画との関係

○基本計画との調和を保つよう留意

3. 地域強靱化計画において定める内容

○基本計画との調和を保ちつつ、地域特性を踏まえ、創意工夫が重要

「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の概要(2/2)

ガイドラインの構成 [続き]

II 国土強靱化地域計画(地域強靱化計画)とは

4. 策定主体 ○都道府県又は市町村が主体となり策定
○複数の市町村又は都道府県と複数の市町村による策定が合理的な場合には、共同での策定も有効な取組
5. 計画の対象とする区域と取組
○対象とする区域は、当該地方公共団体の区域が基本
○対象とする取組みは、策定主体の取組だけでなく、住民、民間事業者、国等の関係者による取組も取り入れる必要
6. 他の計画との関係 ○地域強靱化計画は、強靱化の観点からは他の計画の上位計画
7. 地方公共団体の地域強靱化計画間の調和について
8. 地域強靱化を計画的に推進する3つの主なメリット
○どのような災害等が起こっても、被害を小さくできる
○地域強靱化施策の優先順位を対外的に明らかにすることで、各種の事業のより効果的、スムーズな進捗が期待できる
○計画及びそれに基づく取組を国内外に周知・広報することで、内外から適正に評価され、投資を呼び込むことにもつながる
9. 地域強靱化計画策定のスタンス ○トップのリーダーシップの下、説得力ある説明を議会、地域住民等に行う必要

III 策定手順とそれぞれの策定手法

1. 策定体制の構築 ○庁内に体制を構築し、強靱化を担う主要な主体と連携・協力。住民の参加と専門家の知見の活用。
2. 基本的な進め方
[STEP1] 地域を強靱化する上での目標の明確化
[STEP2] 最悪の事態、強靱化施策分野の設定
[STEP3] 脆弱性の分析・評価、課題の検討
[STEP4] リスクへの対応方策の検討
[STEP5] 対応方策について重点化・優先順位付け

IV 計画の推進と不断の見直し

1. 他の計画等の必要な見直し
2. 計画の進捗管理
3. 計画の不断の見直し

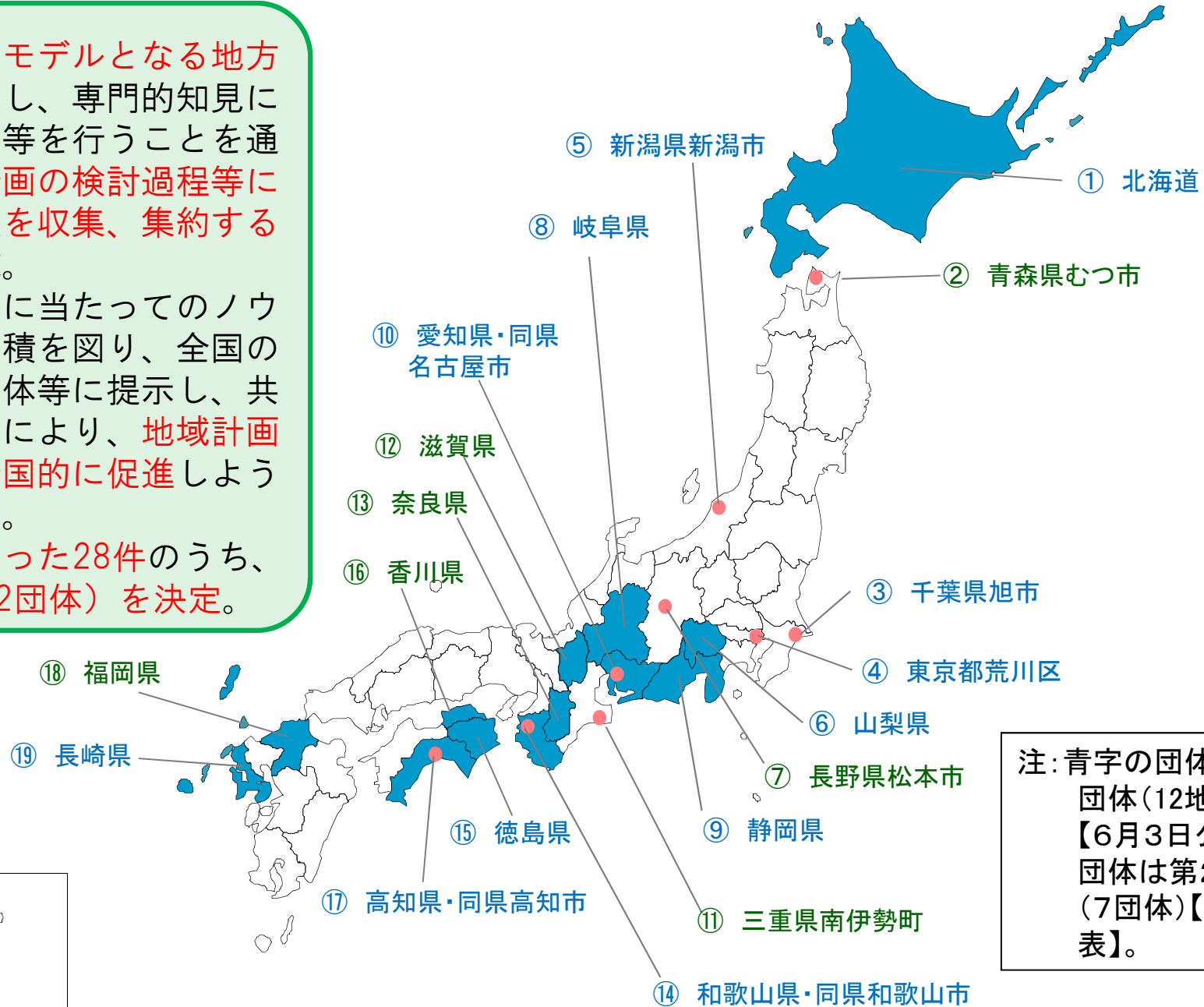
V 国への相談等

「国土強靱化地域計画策定モデル調査」の実施

- 本年度、モデルとなる地方団体を選定し、専門的知見に基づく助言等を行うことを通じ、地域計画の検討過程等について情報を収集、集約する調査を実施。

計画策定に当たってのノウハウ等の蓄積を図り、全国の地方公共団体等に提示し、共有することにより、地域計画の策定を全国的に促進しようとするもの。

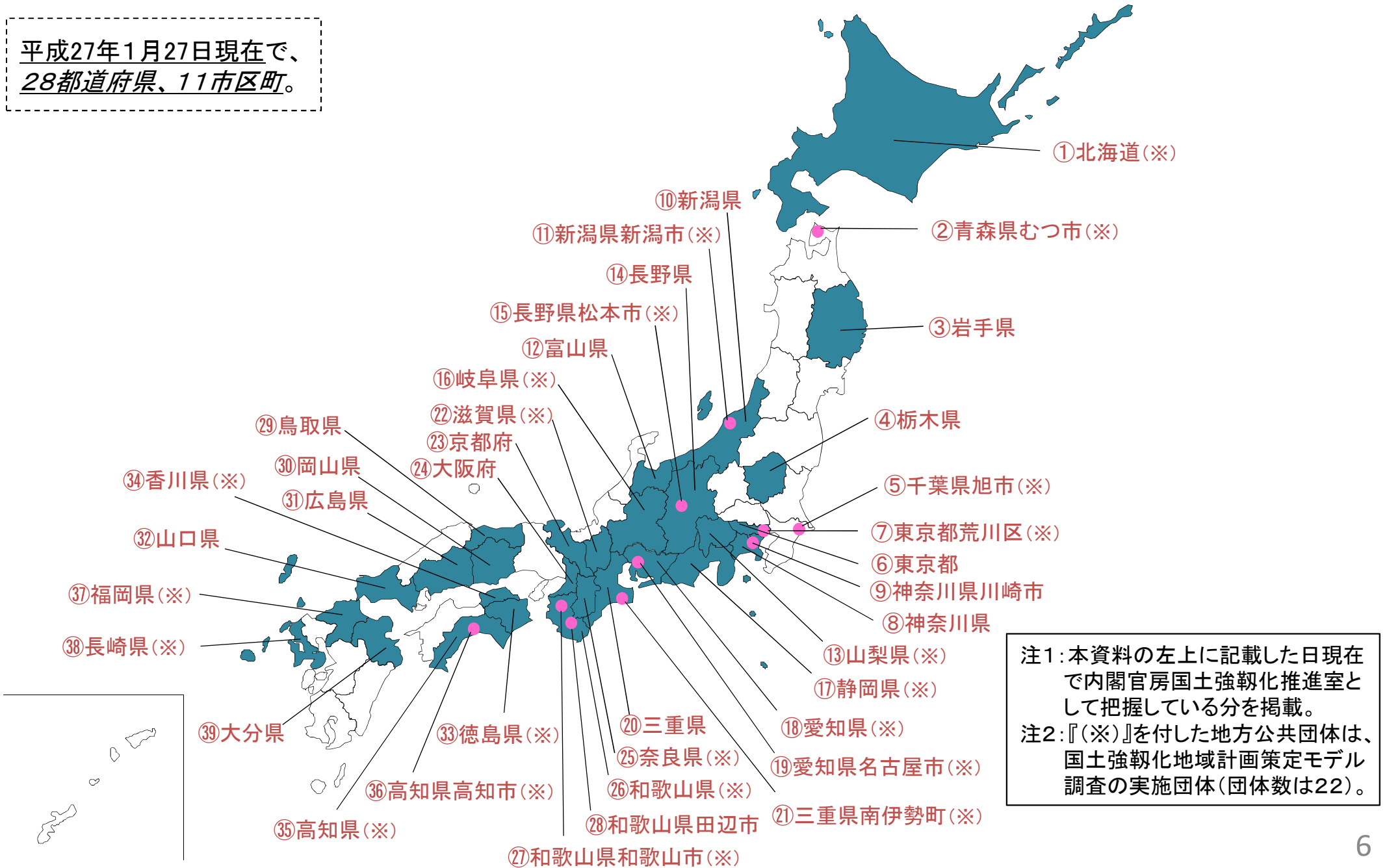
- 応募があった28件のうち、19地域（22団体）を決定。



注：青字の団体は第1次実施団体（12地域・15団体）【6月3日公表】、緑字の団体は第2次実施団体（7団体）【8月22日公表】。

国土強靱化地域計画の策定に向けた取組み(予定を含む)を公表している地方公共団体

平成27年1月27日現在で、
28都道府県、11市区町。



注1: 本資料の左上に記載した日現在
で内閣官房国土強靱化推進室と
して把握している分を掲載。
注2: 『(*)』を付した地方公共団体は、
国土強靱化地域計画策定モデル
調査の実施団体(団体数は22)。

地域強靱化ポータルページによる情報共有

○内閣官房の国土強靱化ホームページに地域強靱化計画のポータルページを開設。

○都道府県、市町村の地域計画の検討状況について、それぞれのホームページへのリンクを通じて一元的に情報提供。情報は随時更新して周知。

○地域計画に関する地方公共団体相互の情報共有ツールとして積極的な活用を期待。




○地域強靱化に関する情報

★直近の更新情報★

H26.6.27 新潟市(新潟県)及び山梨県について情報を更新しました。

<北海道・東北地方>

 北海道¹₍₁₎  青森県  岩手県  宮城県

 秋田県  山形県  福島県

<関東地方>

 茨城県  栃木県  群馬県  埼玉県

 千葉県¹₍₀₎  東京都  神奈川県

<中部地方>

 新潟県²₍₁₎  富山県  石川県  福井県

 山梨県¹₍₁₎  長野県  岐阜県  静岡県


 愛知県  三重県





<近畿地方>

 滋賀県  京都府  大阪府  兵庫県

 奈良県  和歌山県¹₍₁₎




<中国・四国地方>

 鳥取県  島根県  岡山県  広島県

 山口県  徳島県²₍₁₎  香川県  愛媛県

 高知県

<九州・沖縄地方>

 福岡県  佐賀県  長崎県  熊本県

 大分県  宮崎県  鹿児島県  沖縄県

※都道府県名の後の数字は情報掲載(更新)の回数(市区町村も含まれます。)

※都道府県名の後の括弧内の数字は地域強靱化計画の策定体制構築団体数(市区町村も含まれます。)

広 告

国土強靱化

NATIONAL RESILIENCE

強くて、しなやかなニッポンへ

どんな災害が起きても

あなたが失いたくないものは何ですか？

日時 平成27年3月16日(月) 10～13時

場所 東北大学百周年記念会館川内萩ホール

主催 内閣官房国土強靱化推進室

共催 東アジア・アセアン経済研究センター

(ERIA)

UN World Conference on
Disaster Risk Reduction
2015 Sendai Japan

国連防災世界会議 総合フォーラム
テーマ 国土強靱化

3月16日(月) 10時～13時 仙台市

詳細は、順次、国土強靱化ホームページで発表する予定です。

ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会 地域活性化連携ワーキンググループについて

1. 趣旨

国土強靱化の推進により、災害等に対し、「強さ」と「しなやかさ」をもった国土・地域づくりが進展するとともに、同時に、地域経済の中長期的発展の呼び水となり雇用創出に資するなど、地域活力の維持・増進につながることを期待されている。

このため、地域活性化に資する国土強靱化の取組など、両者の連携の方向性について提言として取りまとめる。

2. 検討体制

（委員）

内閣官房参与	藤井	聡
京都大学大学院工学研究科教授		
東京大学高齢社会総合研究機構特任教授	秋山	弘子
中京大学総合政策学部教授	奥野	信宏
高知県知事	尾崎	正直
政策研究大学院大学特別教授	森地	茂

（オブザーバー） 関係府省庁

3. スケジュール

平成 26 年 12 月 17 日	第 1 回WG
平成 27 年 1 月 13 日	第 2 回WG
平成 27 年 3 月 目途	提言（案）とりまとめ

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組み
に対する関係府省庁の支援について

平成 27 年 1 月

注：本資料における関係府省庁の支援は、平成 27 年度予算の成立を待って実施するものであり、予算の成立状況によっては記載内容が変更される場合があります。

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組み
に対する関係府省庁の支援について

○ 標記関係府省庁の支援についての方向性

地方公共団体により策定される国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対し、政府として、以下に掲げる30の関係府省庁所管の交付金・補助金等による支援を講じる。

(単位：百万円)

府省庁名	交付金・補助金の名称	交付金・補助金の概要	国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対する支援の内容	交付率	交付対象	(参考) 平成27年度 政府予算案
内閣府	地域再生基盤強化交付金	<p>地域再生法の規定により、地方公共団体が作成する地域再生計画に基づき、省庁の所管を超える2種類以上の施設の一体的な整備に対して支援を行う。</p> <p>○対象分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道整備（市町村道、広域農道、林道） ・污水处理施設整備（公共下水道、集落排水施設、浄化槽） ・港整備（地方港湾、第一種・第二種漁港） 	国土強靱化を含む防災・減災事業を行うものとして地域再生計画にも位置付けられた場合、交付の判断にあたって、一定程度配慮	1 / 2等	都道府県、市区町村	43,068の内数

(単位：百万円)

内閣府	都市再生安全確保計画策定事業費補助金	都市再生安全確保計画の策定を促進し、都市の安全・安心の確保を図るため、同計画の作成に係る必要な基礎データの収集・分析等に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1 / 2	市区町村、都道府県、民間事業者等	45
警察庁	都道府県警察施設整備費補助金（警察施設整備関係）	都道府県が実施する警察施設（都道府県警察本部、警察署等）の整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	5 / 10	都道府県	8,295
警察庁	特定交通安全施設等整備事業に係る補助金	道路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路における特定交通安全施設等整備事業（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第3条第1項に規定する特定交通安全施設等整備事業をいう。）の実施に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	5 / 10	都道府県	18,166 の内数
総務省	地域公共ネットワーク強靱化等事業費補助金（放送ネットワーク整備支援事業）	放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、次の整備に対して支援を行う。 ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備 ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1 / 2、 1 / 3	都道府県、市町村、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等	100

(単位：百万円)

総務省	無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業）	国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局の整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1 / 2、 2 / 3	都道府県、市町村、特定地上基幹放送事業者等	1,446
総務省	観光・防災Wi-Fiステーション整備事業	観光や防災の拠点における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、公衆無線LAN環境の整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	① 1 / 2 ② 1 / 3	①都道府県、市区町村 ②第三セクター	250
総務省	無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業）	拡大する電波利用に迅速・適切に対応し、周波数の一層の有効利用を図るため、防災行政無線（移動系）及び消防・救急無線のデジタル化に係る整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1 / 2	市町村（消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む）	3,465
総務省	消防防災施設整備費補助金	地方公共団体が整備する消防防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）、高機能消防指令センター）の整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1 / 3、 1 / 2、 5.5 / 10	地方公共団体	1,578
総務省	緊急消防援助隊設備整備費補助金	地方公共団体が整備する緊急消防援助隊の設備（消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等）に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1 / 2	地方公共団体	4,898

(単位：百万円)

厚生労働省	社会福祉施設等 施設整備費補助 金	災害発生時に避難することが困難な 方が多く入所する施設等の安全・安心 を確保するため、障害福祉施設等の耐 震化及びスプリンクラーの整備に対 して支援を行う。	交付の判断にあたっ て、一定程度配慮	定額、 1 / 2等	都道府 県、指定 都市、中 核市	2,561 の内数
厚生労働省	次世代育成支援 対策施設整備交 付金	児童養護施設等の小規模化・地域分散 化等の整備、及び自力避難が困難な児 童が多数入所する児童養護施設等の 耐震化等の整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたっ て、一定程度配慮	定額 (1 / 2 相当、 1 / 3 相当)	都道府 県、市区 町村	5,662 の内数
厚生労働省	地域介護・福祉 空間整備等施設 整備交付金	災害発生時に避難することが困難な 方が多く入所する施設等の安全・安心 を確保するため、介護施設等の耐震化 及びスプリンクラーの整備に対して 支援を行う。	交付の判断にあたっ て、一定程度配慮	定額	市区町村	758 の内数
厚生労働省	保育所等整備交 付金	「待機児童解消加速化プラン」の取組 等を推進するため、保育所の耐震化等 の整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたっ て、一定程度配慮	定額 (1 / 2 相当等)	市区町村	55,431 の内数
農林水産省	農村地域防災減 災事業	安定的な農業経営や安全安心な農村 生活を実現するため、農村地域におけ る総合的な防災減災対策に対して支 援を行う。	交付の判断にあたっ て、一定程度配慮	1 / 2、 5.5 / 10等	都道府 県、市町 村等	28,015

(単位：百万円)

農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	災害時の避難所として活用される地域間交流拠点施設等の防災・減災対策に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額 (1/2以内等)	都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等	6,150の内数
農林水産省	強い農業づくり交付金	被災時を含めた食料の安定的な供給体制等を確保するため、中央卸売市場における低温卸売場などの施設整備等に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	4/10以内、 1/3以内	都道府県、市町村等	23,085の内数
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止特措法（平成19年法律第134号）により市町村が作成する「被害防止計画」に基づく、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額、 1/2以内等	都道府県、地域協議会等	9,500
農林水産省	治山事業	森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から地域の安全・安心を確保し、また、水源の涵養、生活環境の保全及び形成を図るため、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1/2等	都道府県	55,846
農林水産省	森林・林業再生基盤づくり交付金	行政と住民との防災に関する情報共有体制の整備等、地域の防災体制を強化する取組に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1/2	都道府県	2,700の内数

(単位：百万円)

農林水産省	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う森林整備、森林資源の利用、森林環境教育などの活動に対して支援を行う。(本交付金は、地域の活動組織からの申請に応じて、各地域協議会の裁量により予算を配分する仕組み。)	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額	地域協議会	2,500
農林水産省	水産基盤整備事業	地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、漁港施設の地震・津波対策、長寿命化対策に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1/2等	都道府県、市町村等	46,407
農林水産省	強い水産業づくり交付金	漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、被災時の応急対策を図る際に必要となる施設整備等に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額 (1/2等)	都道府県、市町村等	269
農林水産省	農山漁村地域整備交付金	地方の裁量によって実施する農山漁村の防災・減災対策や農林水産業の基盤整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1/2等	都道府県、市町村	106,650
経済産業省	自立防災型高効率給湯器導入支援補助金	災害時における最低限のライフラインを確保するため、停電時にも作動する自立防災型高効率給湯器の設置に対して支援を行い、一般家庭のみならず避難所をはじめとする防災拠点等の災害対応力の強化を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額(従来型との価格差の1/2相当分)	個人、民間事業者、都道府県、市区町村等	108

(単位：百万円)

経済産業省	石油製品利用促進対策事業費補助金	災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、避難所、病院等に設置する災害時に活用可能な石油製品・LPGガスの貯槽等の導入について支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	2 / 3 (中小企業) 1 / 2 (中小企業以外)	都道府県、市区町村等	750
経済産業省	地域エネルギー供給拠点整備事業費補助金	石油製品の安定供給を確保するため、災害対応能力を強化するための地下タンクの入れ換えや自家発電機導入、過疎地における地下タンクが不要な簡易計量器の設置、地下タンク等の放置防止等に係る費用に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	10 / 10 (地方公共団体実施)、 3 / 4 (過疎※条件付き・中小企業)、 2 / 3 (非過疎・中小企業)、 1 / 4 (中小企業以外) 他	都道府県、市区町村、揮発油販売事業者等	3,394
経済産業省	石油製品流通網維持強化事業費補助金	石油製品の安定供給を確保するため、地域の実情等を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額 (10 / 10)	都道府県、市区町村、揮発油販売事業者等	485

(単位：百万円)

国土交通省	防災・安全交付金	地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく取組について、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等に対して総合的・一体的に支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額	地方公共団体等	1,094,749
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業）	地震や台風等の大規模災害に備え、地方公共団体による防災拠点等（公共施設）への再生可能エネルギー等の導入に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額	都道府県、市区町村	5,000

注：上記の表に掲げられた交付金・補助金に係る支援措置のほか、国土強靱化地域計画の円滑な推進に資する「公共施設等総合管理計画」の策定について、別途、地方財政措置が講じられている。

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対する関係府省庁の支援
に係る交付金・補助金等についての問合せ先

府省庁名	交付金・補助金の名称等	担当課（室）	役 職	氏 名	電話番号
内閣府	地域再生基盤強化交付金	地方創生推進室	主査	南 諭	03-5510-2458
内閣府	都市再生安全確保計画策定事業費補助金	地方創生推進室	参事官補佐 主査	松下 隆一 田中 祐次 大橋 彰	03-5510-2171
警察庁	都道府県警察施設整備費補助金（警察施設整備関係）	長官官房会計課	課長補佐	松本 孝作	03-3581-0141
警察庁	特定交通安全施設等整備事業に係る補助金	交通局交通規制課	課長補佐	森本 行儀	03-3581-0141
総務省	地域公共ネットワーク強靱化等事業費補助金（放送ネットワーク整備支援事業）	情報流通行政局地上放送課 （地上基幹放送） 同局地域放送推進室 （CATV分）	第二業務係長 第一業務係長 普及推進係長	榑原 宗宏 安倍 祥文 渡邊 資生	03-5253-5793 03-5253-5808
総務省	無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業）	情報流通行政局地上放送課	第一業務係長 第二業務係長	安倍 祥文 榑原 宗宏	03-5253-5793
総務省	観光・防災Wi-Fiステーション整備事業	情報流通行政局地域通信振興課	主査 係員	佐藤 浩行 桐明 祐治	03-5253-5756
総務省	無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業）	総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室	課長補佐 係長	馬場 秀樹 川名 唯一	03-5253-5888
総務省	消防防災施設整備費補助金	消防庁消防・救急課	課長補佐 財政係長	植松 永次 本間 良太郎	03-5253-7522

総務省	緊急消防援助隊設備整備費補助金	消防庁消防・救急課	課長補佐 財政係長	植松 永次 本間 良太郎	03-5253-7522
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課	係員	高山 修	03-5253-1111 (内線 3035)
厚生労働省	次世代育成支援対策施設整備交付金	雇用均等・児童家庭局総務 課	係員	中谷 沙織	03-5253-1111 (内線 7824)
厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付 金	老健局高齢者支援課	係員	岩原 徳太郎	03-5253-1111 (内線 3927)
厚生労働省	保育所等整備交付金	雇用均等・児童家庭局保育 課	係員	星田 剛明	03-5253-1111 (内線 7927)
農林水産省	農村地域防災減災事業	農村振興局整備部防災課	係長	門口 隆太	03-6744-2210
農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農村振興局整備部 農村整備官	官補佐	家元 隆佳	03-3501-0814
農林水産省	強い農業づくり交付金	食料産業局食品製造卸売課 卸売市場室	課長補佐	大石 一雄	03-6744-2059
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	生産局農産部 農業環境対策課鳥獣災害対 策室	課長補佐	池上 幸治	03-3591-4958
農林水産省	治山事業	林野庁森林整備部治山課	計画係長	中井 泰亮	03-6744-2308
農林水産省	森林・林業再生基盤づくり交付金	林野庁森林整備部治山課	企画係長	太田 圭介	03-3501-4756
農林水産省	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	林野庁 森林整備部森林利用課 山村振興・緑化推進室	課長補佐(山村 振興指導班) 指導係長 指導係	青木 正伸 樋口 弘二 湯本 仁亨	03-3502-0048

農林水産省	水産基盤整備事業	水産庁 漁港漁場整備部計画課	計画官	中西 豪	03-6744-2387
農林水産省	強い水産業づくり交付金	水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課	係長	中山 寿志	03-6744-2392
農林水産省	農山漁村地域整備交付金	農村振興局整備部 農村整備官	係長	網本 恵介	03-6744-2200
経済産業省	自立防災型高効率給湯器導入支援補助金	資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課	企画調整係長 政策企画係	南崎 義徳 須藤 真	03-3501-2773
経済産業省	石油製品利用促進対策事業費補助金	資源エネルギー庁 石油流通課	取引係長 企画係（液化石油ガス担当）	久田 周士 下平 隼道	03-3501-1320
経済産業省	地域エネルギー供給拠点整備事業費補助金	資源エネルギー庁 石油流通課	係長（環境）	長嶋 正紀	03-3501-1320
経済産業省	石油製品流通網維持強化事業費補助金	資源エネルギー庁 石油流通課	係長（高度化） 係長（環境）	家田 和幸 長嶋 正紀	03-3501-1320
国土交通省	防災・安全交付金	大臣官房社会資本整備総合 交付金等総合調整室	係長	前川 翔	03-5253-8967
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （防災拠点等への再生可能エネルギー等 導入推進事業）	総合環境政策局 環境計画課	研究企画係長	下前 雅義	03-5521-9265
内閣官房	（本件（関係府省庁の支援について）全 般について）	国土強靱化推進室	企画官 参事官補佐	田中 昇治 森脇 輝彦	03-6257-1775